令和３年３月１７日

令和３年 第１回定例会

環境水道委員会（３月１７日開催）
説明資料

環　　境　　局

＜所管事務案件＞

・熊本市震災復興計画の総括について　・・・別冊

・熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画（素案）パブリックコメント結果について　・・Ｐ３

・熊本市緑の基本計画（素案）パブリックコメント結果について　・・Ｐ５

・土壌汚染対策法に基づく届け出漏れについて　・・Ｐ７

環境水道委員会審査分

熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画(素案)パブリックコメント結果

環境局環境政策課

1. 意見募集期間　令和3年2月8日(月)～令和3年3月5日(金)

2. ご意見の件数　熊本市 ： 提出された方の人数 9名　ご意見の件数 74件

他市町村 ： 合志市２名９件、大津町１名１件、西原村１名１件、御船町１名３件

3. 結果公表期間　令和３年４月５日(月)～令和３年５月8日(金)

4. ご意見に対する対応状況

①補足修正　5件、②既記載　2件、③説明・理解　21件、④事業参考　42件、⑤その他の意見　4件

5. ご意見とそれに対する補足修正等(概要)

項目		ご意見の内容	補足修正の内容
第2章 圏域の特性	p.40 図表2-30 賦存量と導入可能性量	・「導入可能性量」の定義をきちんと示してほしい。	・「導入可能性量」の説明に、「『種々の制約要因に関する仮定条件』を設定した上で推計されるもの。」と加えます。
第3章 基本理念と目指す姿及び削減目標	p.53 温室効果ガス削減目標	・住民が忘れないよう目標値、実績値等を、日常的に人が集まりやすい場所などに表示してほしい。	・計画の進捗状況や温室効果ガス排出量等について、様々な機会や場面を通じて住民に分かりやすくお知らせすることとし、計画の進捗管理の項目に記述を加えます。
第4章 基本方針及び施策体系	p.74 2-① 住宅における省エネルギーの推進	・「省エネルギー診断の推進」について、事業所、行政だけでなく、一般住宅においても取り組む努力が必要。	・「施策15 省エネルギー住宅の推進」の事業例に「住宅への省エネルギー診断の推進」を加えます。
	p.83 基本方針3 都市圏における脱炭素社会に向けた都市機能と資源循環社会の構築	・脱炭素社会に向けた都市機能に関して、電気自動車等を活用したスマートシティ的発想を加味してはいかがか。	・将来ビジョン 1の記載を、「機能性が高く持続可能な社会(スマートシティ)が形成されています。」に修正します。
	p.103 図表4-19 「COOL CHOICE」キャラクター	・未来に望ましい人物像をキャラクターを用いて示すことはふさわしくなく、記載すべきでない。	・「COOL CHOICE」のロゴに差し替えます。

熊本市緑の基本計画(素案)パブリックコメント結果について

環境局環境共生課

1. 意見募集期間　令和２年12月23日～令和３年１月22日
2. ご意見の件数　・提出された方の人数　２名　・ご意見の件数　９件
3. 計画への反映　計画(素案)の修正　なし
4. 結果公表　令和３年２月24日～令和３年３月25日
5. 主なご意見とそれに対する市の考え方(概要)

分野	内容	件数	市の考え方
江津湖公園の整備 **→対応③④**	多自然工法の採用や在来樹木の植栽等の景観配慮への要望。	3	公園整備については、安全、景観、快適性、利便性などを総合的に検討し、環境に配慮した魅力ある公園づくりを進めます。
樹木の管理と防犯 **→対応④**	樹木の適正管理、防犯灯などの防犯対策の実施をすべき。	1	緑の量を増やすだけでなく、公園の樹木や街路樹などの適正な維持管理を目指し、安全確保に努めます。
河川の整備 **→対応②**	河川整備方針への賛同。 河川の流入水対策や排水への意識啓発による水質維持・改善、豪雨対策による被害軽減	2	自然環境へ配慮した河川整備を行い、河川の水質についても定期的に監視し、生活排水対策にも引き続き取り組みます。 森林等の生態系を利用した防災・減災にも取り組み、災害を軽減できる基盤づくりを進めます。
森林・竹林整備 **→対応②**	伐採後の処理と有効活用	1	街路樹や公園の樹木を剪定した後の木材は、現在、堆肥やウッドチップとして再利用しており、今後は事業者と協働して、ベンチ等へ再利用をすることを検討してまいります。
鳥獣対策 **→対応⑤**	鳥獣対策の強化	1	本計画で鳥獣対策の詳細までは触れておりませんが、生物多様性に鳥獣増加が影響することは認識しております。
民有地の緑地 **→対応③**	永続性のある緑地の保全への要望	1	既存の風致地区指定による保全のほか、今後、特別緑地保全地区なども検討し、市民の皆さまのご理解・ご協力をいただきながら保全していきます。

対応①:意見を踏まえ素案を修正する　対応②:計画に趣旨・考え方の記載がある
対応③:考え方を説明しご理解いただく　対応④:意見を今後の参考とする
対応⑤:計画の対象外など、その他の意見

土壌汚染対策法に基づく届出漏れについて

環境局水保全課

◎平成 22 年（2010 年）4 月から令和 2 年（2020 年）11 月までの間に本市が発注した工事について、土壌汚染対策法に基づく届出状況の調査を行った結果、合計１３３件の未届事案が判明しました。

◎未届事案については速やかに必要な届出を行うよう指導するとともに、今後再発防止に努めます。

１　今後の対応

① 未届事案に対しては、正式な「届出の受付」はできないが、法に準拠した書類により報告を求める。

② 通常と同様に、汚染のおそれの有無（過去に有害物質などを使用した履歴）について審査する。

③ 汚染のおそれのある土地については、調査を指導する。

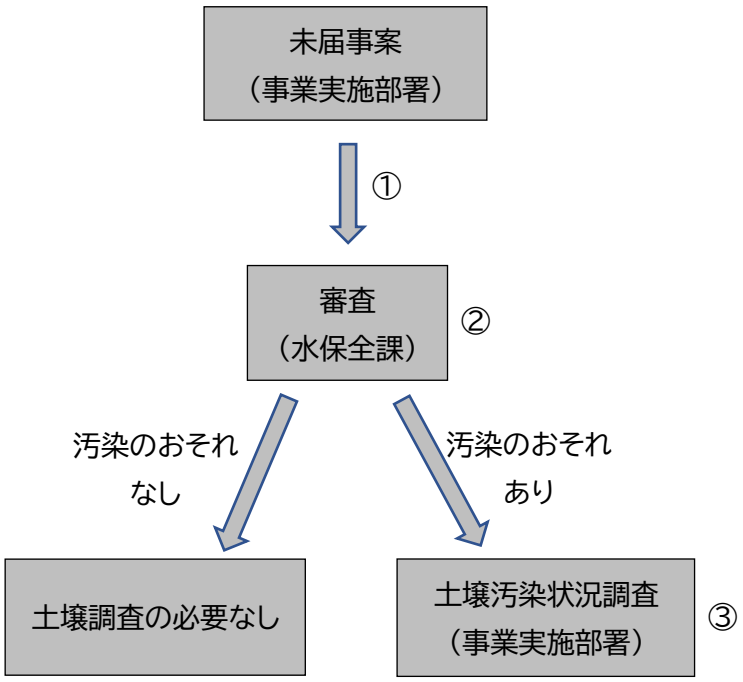

２　再発防止策

・工事発注部署の職員に対し説明会を開催するなど、法の趣旨等を改めて周知徹底する。